

秦野市国民健康保険条例の一部を改正することについて

秦野市国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 9 月 4 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

国民健康保険法の一部改正により、国民健康保険の被保険者証が廃止されることに伴い、被保険者証の返還に応じない場合に過料を科す規定を削除するとともに、字句の整理を行うため、改正するものであります。

秦野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

秦野市国民健康保険条例（昭和 3 4 年秦野市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項各号列記以外の部分中「法」を「国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号。以下「法」という。）」に改める。

第 1 0 条中「法第 9 条第 1 項若しくは第 9 項」を「法第 9 条第 1 項若しくは第 5 項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を「又は虚偽の届出をした場合」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 2 6 0 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第40号 秦野市国民健康保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表

網かけ部分以外は、字句の整理によるものです。

新	旧
(療養費の支給の範囲等) 第5条 <u>国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）</u>第54条第1項の規定に基づいて療養の給付等に代えて療養費を支給することができるときは、次のとおりとする。 (1)－(5) (略) 2 (略) (罰則) 第10条 本市は、世帯主が<u>法第9条第1項若しくは第5項</u>の規定による届出をせず、<u>又は虚偽の届出をした場合</u>においては、その者を100,000円以下の過料に処する。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。	(療養費の支給の範囲等) 第5条 <u>法第54条第1項</u>の規定に基づいて療養の給付等に代えて療養費を支給することができるときは、次のとおりとする。 (1)－(5) (略) 2 (略) (罰則) 第10条 本市は、世帯主が<u>法第9条第1項若しくは第9項</u>の規定による届出をせず、<u>若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u>においては、その者を100,000円以下の過料に処する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

秦野市国民健康保険条例の一部を改正することについて

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）が改正され、従来の国民健康保険の被保険者証が廃止されます。

これに伴い、国民健康保険条例の一部を改正するものです。

1 改正の内容

令和 5 年 6 月 9 日に公布された「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）」において、国民健康保険法が改正され、本年 12 月 2 日からマイナンバーカードと被保険者証とを一体化し、従来の被保険者証を廃止することが決定されました。

従来の被保険者証の廃止に伴い、国民健康保険法に規定のある、被保険者証の返還を定める条文及び返還義務に応じない場合の罰則に関する条文が削除されたため、本条例第 10 条に規定している、被保険者証の返還に応じない場合の罰則部分について削除するものです。

2 被保険者証廃止後の本市の対応

法施行日以降、新たに国民健康保険に加入される者等については、従来の被保険者証は発行できないため、マイナンバーカードを所有していない、又はマイナンバーカードと被保険者証を紐づけていない場合は、被保険者証と同様に医療機関等で使用することができる資格確認書を職権にて発行します。

なお、法施行日以前の国民健康保険加入者については、令和 7 年 7 月 31 日までを有効期間とする被保険者証を発行しますが、有効期限後の令和 7 年 8 月 1 日以降は、法施行日以降の対応と同様に、資格確認書を発行します。

マイナ保険証移行に伴う交付等スケジュール

